

第 6 回 浸水想定区域内総合調査に係る検討会議事要旨

日時；平成 17 年 11 月 2 日（水）10:00～12:00
場所；国土交通省 2 号館低層棟共用会議室 3B

1. 出席委員 別紙委員出欠一覧による

2. 議事

第 5 回検討会での議論をふまえて作成した「第 3 編 洪水ハザードマップの普及」の原案について、議論を行った。

3. 内容

(1) 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布について

自治体組織内部の普及ということでは、警察関係と消防関係への配布を明記すべきである。建築士会や建設業組合、コンサルタント協会などにも洪水ハザードマップを配布することで、建築確認等、許認可申請前の設計段階から洪水ハザードマップを活用してもらうべきではないか。

浸水想定区域内に関係のある、電気、ガス、水道、電話等の事業者や、鉄道、バスなどの公共交通事業者、地下駐車場等の管理者にも洪水ハザードマップを配布することを記載すべきである。

テレビやラジオ、新聞、出版社等のマスメディアへも積極的に配布するべきではないか。

(2) 住民が洪水ハザードマップの情報の提供を受けられる状態の確立

インターネットを利用した洪水ハザードマップの公開では、技術の進歩に応じた情報提供方法を採用することを記載すべきである。

(3) 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取り組み

説明会では、住民に浸水想定区域の前提条件など、浸水情報について正確にわかりやすく伝えるべきであり、そのためにも、市町村職員だけでなく、河川管理者も同行することが望ましい。また、避難時の配慮事項として、浸水深のみならず、はん濫水の流速やエネルギーについても説明するべきではないか。

治水事業の効果や排水機場の操作規則等についても積極的に住民に伝えるべきではないか。

自治体に、洪水ハザードマップ等に関する住民からの問い合わせ窓口を設置するべきではないか。

各市町村のハザードマップを一同に見ることができるような仕組みを考えてはどうか。これにより、今後公表や更新を考えている市町村の参考になるのではないか。

(3) 今後の予定

第 6 回検討会にて議論頂いた内容の、「洪水ハザードマップ作成の手引き」への記載については、宮村委員長に一任して頂き、事務局にて取りまとめた後、公表を行う。

以上